

～扶養者をなくされた学生へ緊急の経済援助～

大学生協学業継続奨学金 応募のご案内

一般財団法人 全国大学生協連奨学財団

概 要

大学生協学業継続奨学制度（たすけあい奨学制度）は、扶養者（学費または在学するための生計の全部または相当部分を負担していた者）を在学中に亡くし、経済的理由により学業を継続することが困難になった学生に対して奨学金を支給し、学業継続を支援することを目的とする緊急の奨学制度です。財源の多くは、同世代の学生等の皆様の寄付によって支えられています。

応募・審査の上、12万円を一括給付します。（返済不要）

※扶養者が死亡してから卒業までの期間が5か月以内の場合は、1か月につき2.4万円の割合で給付します。
（卒業後の進学が決定している場合は12万円一括給付となります）

※寄付等の財源の関係で、給付に制限があります。支給審査基準に基づいて審査を行い、支給対象者を決定しております。給付対象の条件は厳しいことを、あらかじめご了承ください。

応募資格

(1)(2)(3)のいずれかに該当し、扶養者が死亡したため学業継続が経済的に著しく困難である学生に応募資格があります。他の奨学金や授業料減免措置を受けていても応募できます。

- (1) 全国大学生協連に加入する会員生協のある学校に在籍している大学生、院生、高専生及び専門学校生。
※ただし、留学生は大学生協組合員に限ります。
- (2) 全国大学生協連に加入するインターカレッジコープの組合員である学生、または全国大学生協連に加入する会員生協の組合員である高校生。(2)の場合、現在組合員でない学生であっても生協加入後に応募することができます。
- (3) CO・OP学生総合共済の加入者（被共済者）である大学生、院生、高専生、専門学校生、専修学校生。

(1)(2)に該当する学校、インターカレッジコープは、当財団HPの「対象の学校・インターカレッジコープ一覧表」に掲載していますのでご確認ください。

(右のQRコードで確認できます⇒)



応募の無効

以下の場合に応募無効となります。(再応募もできません)

- (1) 学籍取得前（または応募資格(1)(3)に該当する）前の扶養者死亡の場合。
- (2) 応募時点で学籍がない（または応募資格(1)(3)に該当しない）場合。
- (3) 当財団で応募を受理した日付から、1年を経過しても審査に必要な書類が提出されない場合。
※当財団から次年度分の書類提出を求めるなど、財団側の都合で書類提出に遅れが生じた場合の期間は除きます。
- (4) 応募後に学籍がなくなり、6か月を経た場合。
- (5) 本人が辞退した場合。

応募の期限

扶養者が亡くなられた日から1年以内の応募に限ります。

応募方法

2通りの応募方法があります (①の方が、より審査から給付までにおける期間が短くなりやすいです)

- ① 当財団HPから応募フォーム入力・提出書類のデータ添付・送信（下記の二次元コードから進むことができます）
- ② 当財団まで応募用紙・添付する提出書類を郵送（当財団HPに受取人払いの専用宛名ラベルデータがあります）
（応募用紙の送付先：〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22 全国大学生協連奨学財団事務局 宛）

問い合わせ先

全国大学生協連奨学財団 事務局

大学生協奨学財団HP→
(応募要項のページ)



TEL: 03-5307-1126 受付時間 平日10:00～16:00 (土・日・祝・夏季・年末年始休業)

Mail: zaidan.jimu@univ.coop

応募と一緒に添付する提出書類

(※全て写真を含むデータまたはコピーでの提出可。ただし、用紙に出力しても文字・数字がはっきりと読むことのできる状態のものに限ります)

①【応募者全員】扶養者が亡くなられてから直近1年分の所得を証明する書類

(所得証明書または源泉徴収票・確定申告書のいずれか。所得がない方は非課税証明書)

※扶養者と、扶養者の配偶者、2名分それぞれの書類が必要となります。

ただし、学生ご本人と戸籍が別となる配偶者については提出不要となります。

※基本は扶養者が死亡した前年1～12月の1年間分の期間についての所得です。

ただし、その期間より直近であれば、他の月始まりの1年間の所得を証明する書類でも可とします。

②【応募者全員】学生証または卒業証明書(休学証明書も可)

③【インターカレッジコープの学生・高校生のみ】大学生協の組合員証

④【CO・OP学生総合共済加入者の学生のみのみ】CO・OP学生総合共済加入者証

※応募資格(1)(2)に該当する方は、④の書類について提出不要となります。

審査の流れ

1 応募内容・扶養者が亡くなられてから直近の所得を証明する書類に基づいて1次審査を行います。

※応募内容に空欄があることによって2次審査に進むにあたり支障が出る場合、または所得を証明する書類等の添付書類に不備がある場合は、「1次書類提出のお願い」のご案内を行い、2次審査にすすむ前に追加提出をお願いする場合がございます。

2 1次審査を通過した場合、2次審査での必要提出書類についてご案内します。

2次審査では、指定する証明書類をそろえて、指定の期日までに提出していただきます。

※2次審査での提出書類(※全て写真を含むデータまたはコピーでの提出可)

【全員】

- 死亡診断書(または死亡者名・死亡日の記載がある扶養者が亡くなられたことを証明する書類)
- 振込先口座指定用紙
- アンケート(任意)

【両親ともに亡くなっている、または離婚・離別している場合】

- 戸籍謄本(全部事項証明書)
- 死亡届など離別していることが分かる証明書類

【相続放棄または自己破産手続きをした場合】

- 家庭裁判所からの相続放棄申述受理通知書または免責決定書

【卒業後の進学が決定している場合】

- 進学先の学生証

【支給基準のポイントに満たない場合の追加書類 ※必要に応じてご案内します】

- 障害者手帳/特定医療費(指定難病)受給者証
- 兄弟姉妹の学生証または卒業証明書
- その他必要書類

3 指定する証明書類により、応募用紙の記入事項と書類の照合、払い込み先の確認を行います。

原則として支給対象確定から10営業日以内に、本人指定の銀行口座に奨学金を振り込みます。

※審査を通過されなかった場合にも、指定されたご連絡先に審査結果をお知らせします。その際、応募資格に該当するが支給対象外となってしまった方の場合、お見舞として図書カード(1,000円分)をお送りします。

※ご提出いただいた応募・審査に関する書類は返却いたしません。

審査項目の概要

審査は原則として審査基準表の項目にもとづくポイント制とし、40ポイント以上は支給対象、40ポイント未満の場合は支給対象外となります。

本人の就学状況(授業料など)、住居状況(自宅通学、自宅外通学の別)、扶養者及び扶養者の配偶者の所得金額(扶養者が死亡した前年1～12月)、兄弟姉妹の在学状況、本人や家族の障害の有無、などが審査のポイント対象です。

※審査結果の理由や審査基準の詳細については、給付対象・対象外にかかわらず公表いたしません。

個人情報の取扱い

応募用紙に記載された個人情報は、大学生協学業継続奨学金の審査・支給業務及び制度推進を目的に利用します。また、ご自身が所属する大学の生協に、氏名、学年、給付の有無、給付金額について提供いたします。全国大学生協連奨学財団HPの個人情報保護方針をご参照ください。